

## 「若年者・非正規雇用労働者」の 採用や人材育成および企業内でのキャリアアップ に取り組む事業主の皆さまを様々な施策で支援します

厚生労働省では、若年者・非正規雇用労働者の雇用支援策として、以下の事業を新たに実施しています。

事業主の皆さまがこれらの取組みを実施することにより、労働者の士気・能力の向上等を通じた**企業の生産性の向上、優秀な人材の確保・定着**が期待できます。支援策の主な内容は以下のとおりです。

| 施策名   | 対象   | 取組内容  | 支援   |
|---|--|---|--|
| 若者応援企業<br>宣言事業(※1)                                    | 若者の採用・育成に積極的であり、詳細な企業情報・採用情報を公開する <b>中小・中堅企業</b>                       | ハローワークに学卒求人・一般求人を提出し、「宣言基準」を満たした企業を「若者応援企業」として、提出された求人を「若者応援企業求人」として公開  | ・重点的に若者とのマッチング<br>・労働局のホームページに「若者応援企業」として企業名等を掲載し、PR |
| 若者チャレンジ<br>奨励金(※2)<br>(若年者人材育成・<br>定着支援奨励金)           | <b>35歳未満の非正規雇用</b> の若者を雇い入れる事業主<br>(紹介予定派遣も可)                          | 自社内の <b>正社員として雇用することを前提</b> に、自社内での実習(OJT)と座学(Off-JT)を組み合わせた訓練(*)を実施<br>(*) <b>有期実習型訓練の拡充版</b> です。                                | 助成金の支給   |
| 非正規雇用<br>労働者育成<br>支援奨励金<br>(※3)<br>(日本再生人材<br>育成支援事業) | 非正規雇用労働者( <b>年齢不問</b> )の <b>人材育成を行う重点分野等</b> の事業主                      | 一般職業訓練(Off-JT)または有期実習型訓練(Off-JT+OJT)を実施(*)<br>(*)重点分野等の事業主を対象とした <b>キャリアアップ助成金「人材育成コース」</b> のより手厚い助成措置です。                         | 助成金の支給   |
| キャリアアップ<br>助成金(※3)                                    | 非正規雇用労働者( <b>年齢不問</b> )の <b>企業内でのキャリアアップ</b> を行う事業主<br>( <b>業種不問</b> ) | 人材育成を含む <b>より包括的な企業内でのキャリアアップ</b> に向けた取組を実施<br>・正規雇用等転換コース<br>・人材育成コース<br>・処遇改善コース<br>・健康管理コース<br>・短時間正社員コース<br>・短時間労働者の労働時間延長コース | 助成金の支給   |

※1 「若者応援企業」の名称の使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までとなりますのでご注意ください。

※2 若者チャレンジ奨励金は、平成25年度末までの時限措置であり、予算額の範囲内での支給となりますので、予算額に達した場合は、中止となります。ご注意ください。

※3 非正規雇用労働者：有期契約労働者、短時間労働者および派遣労働者等。  
活用に当たっては、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」の配置および「キャリアアップ計画」の作成が必要になりますのでご注意ください。

各施策を活用する上で必要な要件については、**施策ごとのリーフレット**またはお近くの**都道府県労働局・ハローワーク**へお問い合わせください。

